

社会福祉法人 東大寺福祉事業団 への寄附について

当法人に対するご寄附は、所得税の寄附金控除（所得控除）または税額控除の対象となります。税額控除の手続きのためには、確定申告に際して当法人が発行する寄附金の領収証のほかに税額控除対象法人であることの証明書を添付して申請する必要があります。

当法人で発行する寄附金の「領収証」と「税額控除に係る証明書」は確定申告まで、なくさないよう大切に保管してください。

以下、個人の方及び法人の別に計算式等を記載いたします。

所得控除される金額は次の算定式によって求められます。

$$\text{【税額控除対象法人に対する寄附金額（総所得金額の 40％が限度）-2,000 円】} = \text{所得控除額}$$

注 1) 実際の税額計算に当たっては、寄附された方の所得税率を乗じることになります。

所得税から控除される税額控除額は次の算定式によって求められます。

$$\begin{aligned} &\text{【税額控除対象法人に対する寄附金額（総所得金額の 40％が限度）-2,000 円】} \times 40\% \\ &= \text{税額控除額（所得税額の 25％が限度、100 円未満切捨て）} \end{aligned}$$

注 2) 所得控除か税額控除が有利な方を選択できます。

注 3) 税額控除の場合は上記以外に、寄附された方の年間所得税額を限度に還付されることにご注意ください。

また、当法人に対する寄附については、市県民税の税額控除においても、奈良県及び奈良県下の多くの市町村で適用可能ですが、実際の確定申告の際には、お住まいの都道府県及び市町村の条例で対象となるかどうかの確認をお願い致します。

法人で、ご寄附をしていただいた場合は、法人税法上の損金算入金額が一般の損金算入限度額とは別枠として特定公益増進法人に対する寄附金の限度額が認められます。算式は以下の通りです。

特定の公益増進法人に対する寄附金額の損金算入額は次の算定式によって求められます。

$$(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 3.75 / 1,000 + \text{所得の金額} \times 6.25 / 100) \times 1/2$$

注 4) 損金に算入されなかった分は、一般の寄附金の額に含めます。

一般の寄附金額の損金算入額は次の算定式によって求められます。

$$(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 2.5 / 1,000 + \text{所得の金額} \times 2.5 / 100) \times 1/4$$